

議案第79号

嘱託職員の報酬等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定の件  
嘱託職員の報酬の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

平成31年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

嘱託職員の報酬等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(芽室町役場上美生出張所嘱託職員設置条例の一部改正)

第1条 芽室町役場上美生出張所嘱託職員設置条例(平成16年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「168,600円」を「170,100円」に改める。

(芽室町ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第2条 芽室町ふるさと交流センター設置及び管理条例(平成10年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「218,100円」を「219,100円」に改める。

(芽室町防災事務嘱託職員設置条例の一部改正)

第3条 芽室町防災事務嘱託職員設置条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「218,100円」を「219,100円」に改める。

(芽室町スクールライフアドバイザー設置条例の一部改正)

第4条 芽室町スクールライフアドバイザー設置条例(平成22年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「185,800円」を「187,200円」に改める。

(芽室町教育活動指導助手設置条例の一部改正)

第5条 芽室町教育活動指導助手設置条例(平成12年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「208,800円」を「209,800円」に改める。

(芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例の一部改正)

第6条 芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例(昭和47年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「185,800円」を「187,200円」に改める。

(芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例の一部改正)

第7条 芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例（平成11年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「185,800円」を「187,200円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説 明

嘱託職員の報酬の基準としている芽室町の行政職給料表の改定が行われたことから、これに準じ、嘱託職員の報酬を改定するため、関係条例を整理しようとするものであります。

芽室町役場上美生出張所嘱託職員設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(報酬)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>170,100円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>	<p>(報酬)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>168,600円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>

芽室町ふるさと交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(報酬)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>219,100円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>	<p>(報酬)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>218,100円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>

芽室町防災事務嘱託職員設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
<p>(報酬)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>219,100円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>	<p>(報酬)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>218,100円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>

芽室町スクールライフアドバイザー設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）

改正案	現 行
<p>(報酬の額)</p> <p>第8条 報酬の額は、月額<u>187,200円</u>とする。</p> <p>2 一略一</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第8条 報酬の額は、月額<u>185,800円</u>とする。</p> <p>2 一略一</p>

芽室町教育活動指導助手設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）

改正案	現 行
<p>(報酬の額)</p> <p>第8条 指導助手の報酬の額は、月額<u>209,800円</u>とする。</p> <p>2 一略一</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第8条 指導助手の報酬の額は、月額<u>208,800円</u>とする。</p> <p>2 一略一</p>

芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）

改正案	現 行
<p>(報酬の額)</p> <p>第8条 報酬の額は、月額<u>187,200円</u>とする。</p> <p>2 一略一</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第8条 報酬の額は、月額<u>185,800円</u>とする。</p> <p>2 一略一</p>

芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（第7条関係）

改正案	現 行
<p>(体験指導員の報酬)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>187,200円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>	<p>(体験指導員の報酬)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 前項の報酬の額は、月額<u>185,800円</u>とし、毎月末日に支給する。</p> <p>3 一略一</p>

嘱託職員の報酬等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（附則関係）

改正案	現 行
附 則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。	

## 嘱託職員報酬改正新旧対照表

名 称	報酬月額(31年度)	報酬月額(30年度)	改正差額	行政職給料表
上美生出張所嘱託職員	170,100	168,600	1,500	1級-41号俸
スクールライフアドバイザー	187,200	185,800	1,400	1級-49号俸
生涯学習推進アドバイザー	187,200	185,800	1,400	1級-49号俸
ふるさと歴史館体験指導員	187,200	185,800	1,400	1級-49号俸
教育活動指導助手	209,800	208,800	1,000	1級-65号俸
ふるさと交流センター長	219,100	218,100	1,000	1級-73号俸
防災事務嘱託職員	219,100	218,100	1,000	1級-73号俸